（法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第二条　法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会

二　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三　商工組合及び商工組合連合会

四　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五　農業協同組合及び農業協同組合中央会

六　生活衛生同業組合であって、その構成員の三分の二以上が中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）であるもの

七　酒造組合及び酒造組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの

（法第十七条の十四第四項第一号の一般社団法人の要件）

第三条　法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）

第四条　法第十七条の十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）

二　法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三　事業開始の予定年月日

四　当該有料老人ホームの管理者の氏名

五　当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一　法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名及び住所

二　当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三　法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四　建物の規模及び構造並びに設備の概要

五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類

六　当該実施主体の直近の事業年度の決算書

七　当該有料老人ホームの運営の方針

八　入居定員及び居室数

九　市場調査等による入居者の見込み

十　職員の配置の計画

十一　老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二　老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

十三　入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十四　入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

十五　医療施設との連携の内容

十六　事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

十七　長期の収支計画

十八　入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、当該有料老人ホームにおいて供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

第五条　法第十七条の十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する訪問介護をいう。第十三条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

二　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護をいう。第十三条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ　当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

三　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。第十三条第一号ル、同条第三号及び第十六条第一号ヲにおいて同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ　当該事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

四　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーション（介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ　当該事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

五　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導（介護保険法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。第十三条第一号ル及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ　当該事業所の名称及び所在地

ハ　当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日